

各都道府県介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

介護予防サービス事業者の指定基準等に係る
Q & Aについて

計 1 2 枚（本送信票除く）

vol. 4 1

平成 1 7 年 1 2 月 6 日

厚生労働省介護制度改革本部

〔 貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 〕

介護予防サービス事業者の指定基準等に係るQ&Aについて

- 介護予防サービス事業者の指定基準については、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において検討中であるが、同分科会における審議を踏まえつつ、現時点における指定基準の考え方を整理したので、御参照されたい。
- また、平成18年4月から新たに要支援者に認定される者に係るケアプランの取扱いについても、多数照会が寄せられているところであり、併せて送付する。
- なお、本Q&Aについては、社会保障審議会介護給付費分科会における審議も踏まえつつ、現時点における当局としての考え方を整理したものであり、今後、同分科会の審議状況等によっては変更があり得るので、御留意されたい。

(本件照会先)

老健局老人保健課介護報酬解析官 西田

TEL 03(5253)1111(EX 3960)

老健局振興課基準係長 伊東

TEL 03(5253)1111(EX 3983)